

NPO法人設立 基礎講習会開催



市では埼玉県利根地域創造センターと共催で、「NPO法人設立基礎講習会～はじめてのいっぽ～」を開催します。

NPO法人の設立を考えている人はもとより、これからNPO活動を始めたいと思っている人など、どなたでも気軽に参加できますので、ぜひご参加ください。

とき 2月26(木)午後1時30分～3時30分

※講習会終了後、個別相談あり。

ところ コミュニティセンター集会室

内容 NPO法人について、NPO法人の活動状況・協働事例など

参加費 無料

申込み 2月23日(月)までに埼玉県利根地域創造センターへ電話で申込みをしてください

問合せ 埼玉県利根地域創造センター県民生活担当 ☎048(555)1110・FAX048(554)4442

「NPO」って、 なあに？

Q 最近、身近な話題の中でNPOという言葉が聞かれました。そこで、みなさんに、NPOについて理解を深めていただくために、基本的な内容をQ&Aにまとめてみました。

A 「NPO」とはNon(非Profit(営利)Organization(組織)の略で、「営利を目的にしないで自発的・継続的に地域の課題に取り組む民間団体」のことです。

一般的には、特定非営利活動法人(NPO法人)に加え、任意の市民活動団体やボランティア団体を指します。

このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき、特定非営利活動法人になった団体のことで、NPO法人になるには、団体の事務所がある都道府県知事(事務所が複数の都道府県にある場合は内閣総理大臣)の認証を受けることが必要です。法人になると

団体名義で契約を結んだり財産を所有することができ、情報公開の義務や総会の開催など、ルールに則った組織運営が必要になります。

Q 「非営利」とは、どういう意味ですか？

A NPOは営利を目的としない団体ですが、活動を継続し拡大していくためにサービスの提供などで利益を得ることはできます。

「非営利」とは、この利益を会員などに配分しないことを意味し、活動によって生じた利益は当該非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。

Q NPO法人はどんな活動をやるのですか？

A NPO法人はつぎの分野(複数可)のいずれかの活動を行うことを主な目的としています。

- ◇保健・医療・福祉
- ◇社会教育
- ◇まちづくり
- ◇学術・文化・芸術・スポーツ
- ◇環境保全
- ◇災害救援
- ◇地域安全
- ◇人権・平和
- ◇国際協力

◇男女共同参画社会

◇子どもの健全育成

◇情報化社会

◇科学技術

◇経済活動

◇職能開発・雇用拡充

◇消費者保護

◇NPO支援

Q どんなNPO法人が活動していますか？

A 当市を含む埼玉県内のNPO法人については、埼玉県NPO情報ステーションのホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BK07/1one/top.html>)には、NPOに関する豆知識やNPO法人の設立認証申請に関する情報が紹介されています。

また、埼玉県利根地域創造センターのホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BK07/1one/top.html>)には、NPOに関する豆知識やNPO法人の設立認証申請に関する情報が紹介されています。

NPO活動に関心のある人や、NPOについてもっと知りたい人は、ぜひご覧ください。

問合せ ぐらし安全課 ☎(43)1111内線173・FAX(44)0257

安易に借金をしては

いけません

多重債務に陥らないために

多重債務の恐ろしさ

消費者金融（ローン）やクレジットカードによる無計画な利用により、借金が雪だるま式に増えてしまう「多重債務」状態に陥るケースが増えています。なかには、夜逃げや自殺など深刻な状況に追い込まれる人もいます。



ローンもクレジットカードも借金です

お店でクレジットカードを提示するだけでお金を支払わずに商品を購入することができず、クレジットカードの利用も、消費者金融からの借入れと同じ「借金の契約」です。その契約に基づいて、後でお金を支払わなければならないんです。

(7) また、お金を借りるロー

ですか？

② 今すぐ必要なお金（もの）ですか？

③ 金利はどのくらいですか？

④ 自分の収入で、きちんと返済していけますか？

⑤ 借金返済のための借金ではないですか？

多重債務に陥ってしまったら

万が一、自分の収入で借金を返済できない状況になってしまっても、安易に返済のための借金をしてはいけません。それは、借金が雪だるま式に増える多重債務の始まりです。多重債務の相談窓口は速やかに相談し、解決策を立てましょう。相談窓口としては、つぎのような団体があります。

○ 日本司法支援センター（法テラス） ☎（0570）078374

○（財）日本クレジットカウニング協会 ☎03（3226）0121

○ 埼玉弁護士会 ☎048（863）5222

○ 埼玉司法書士会 ☎048（863）7861

問合せ くらし安全課 ☎（43）1111 内線174

障害者基本計画・

障害福祉計画についてご意見を

市では、今年度策定中の障害者基本計画・障害福祉計画の素案についてみなさんからのご意見を募集しています。



素案をご覧ください

素案は、2月12日（木）から市役所（総合案内）、ウエルス幸手（社会福祉課）、市ホームページをご覧ください。

Url: <http://www.city.salle.lg.jp/>

ご意見を募集します

FAXまたは電子メールなどで2月27日（金）までに社会福祉課へご意見をお寄せください。

なお、様式は自由ですが、必ず住所と氏名をご記入ください。

問合せ 社会福祉課 ☎（42）

8435・FAX（43）5600

電子メール

syakai@city.salle.lg.jp

障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス（居宅介護、施設入所支援、就労支援など）の見込み量や必要なサービスを確保するため、平成23年度までの基本的な目標を定めるものです。

